

# 「新宿区契約における暴力団等排除措置要綱」に関する運用指針（案）

平成 年 月 日  
23 新総契契第 号

この運用指針は、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 年 月 日 23 新総契契第 号。以下「要綱」という。）の解釈及び運用について必要な事項を定める。

## 第1 要綱第2条（用語の定義について）

要綱第2条第3号に定める「暴力団員等」に「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を含めるのは、「現に暴力団員である者に限定すると要綱の実効性が薄れるので、暴力団関係者も排除できるようにする必要がある。」ためである。

## 第2 要綱第6条第1項（入札参加除外措置について）

- 1 入札参加除外措置は、本区の入札参加資格者を対象としているが、それらのすべてについて警視庁に照会を行い、措置要件への該当の有無を確認することは、対象件数が膨大であることから困難である。したがって、すべての入札参加資格者について積極的に措置要件への該当の有無を調査するものではない。
- 2 警視庁の排除要請により入札参加除外措置を行ったときは、区長は新宿区契約における暴力団等排除対策委員会にその旨通知する。
- 3 措置要件の対象者は、「個人又は法人の役員若しくは使用人」とする。
  - (1) 「個人」とは、個人事業主及び法人資格を有しない個人が経営する入札参加資格者本人である。
  - (2) 「法人の役員」とは、法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者で、下記のものをいう。
    - ア 株式会社及び有限会社の代表取締役、取締役又は監査役である役員（常勤又は非常勤を問わない。）をいう。また、会長、社長、副社長、専務、常務などの肩書きを有し、当該法人の経営に関与していると認められる者を含むものとする。
    - イ 一般財団法人、一般社団法人その他の法人の理事長、代表理事、理事、評議員又は監事である役員（常勤又は非常勤を問わない。）
    - ウ 支店長、支社長、営業所長など、名称が何であるかにかかわらず、区との契約締結権限を有する事務所の長をいう。
    - エ 当該入札参加資格者の経営に事実上参加している者を含むものとする。
  - (3) 「使用人」とは、入札参加資格者である個人又は役員が、正社員等として雇用契約している者をいう。（アルバイトや派遣社員等を除く。）
  - (4) 合名会社、合資会社若しくは事業協同組合等の場合又は（1）から（3）に該当する者を構成員として含む共同企業体の場合についても適用する。
- 4 第6条第1項要綱別表
  - (1) 要綱別表（以下「別表」という。）第1号から第6号までの措置要件は、新宿区総務部長が警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長と締結した「新宿区が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成 年 月 日締結。以下「合意書」という。）に基づき、前記措置要件に該当すると警視庁からの回答又は通報があった場合を判断の対象とする。
  - (2) 別表第2号から第5号までの措置要件は、合意書に基づき照会をした日から過去1年以内に該当行為があったと警視庁からの回答があった場合、又は合意書に基づき警視庁から過去1年以内に該当する行為があったとの通報を受けた場合を判断の対象とする。
  - (3) 入札参加資格者の役員又は使用人は、別表第1号の措置要件に関しては調査時、同第2号から第5号までの措置要件においては行為時に当該身分を有していれば、その後、辞任又は配置換え等があったとしても入札参加除外措置の対象とする。
  - (4) 暴力団員等の認定は、警視庁の判断によるものとする。

## 5 別表第1号関係(暴力団員等が経営関与)

「経営に実質的に関与している」とは、当該入札参加資格者の役員等でない暴力団員等が、当該入札参加資格者の経営を実質的に関与しているときのほか、共同経営しているとき、又は顧問等として経営に参加しているときなどをいう。

- (1) 「経営に実質的に関与しているとき」とは、経営上の「人、物、金」に関する意思決定権を有している場合をいい、具体的には以下の事項を総合的に勘案して判断する。
  - ア 過半数以上の株式を取得している又は筆頭株主である。
  - イ 会社等の設立に参加していた。
  - ウ 社員若しくはアルバイトの雇用、解雇、昇格・降格又は配置換え等の人事に関する決定権を有している。
  - エ 法人印、代表者印又は銀行印等を専有している。
  - オ 入札額の決定や各種契約締結等の会社等運営に関する決定権を有している。
  - カ 会社等の預金通帳、小切手帳、手形帳等を専有するなどし、経費の支出や社員の給与額査定等の資金運用に関する決定権を有している。
  - キ 会社等に対して運営資金等として、金銭の貸付をしている。
- (2) 「共同経営をしているとき」とは、主たる経営者と共同して経営に参画している場合で、具体的には、以下の事項を総合的に勘案して判断する。
  - ア 株式を取得している。(筆頭株主である必要はない。)
  - イ 会社等の設立に参加していた。
  - ウ 社員若しくはアルバイトの雇用、解雇、昇格・降格又は配置換え等の人事に関する影響力を有している。
  - エ 入札額の決定や各種契約締結等の会社等運営に関する影響力を有している。
  - オ 経費の支出や社員の給与額査定等の運用に関する影響力を有している。
  - カ 会社等に対して運営資金等として、金銭の貸付をしている。
- (3) 「顧問等として経営に参加しているとき」とは、顧問、相談役又はコンサルタント等として、実際に会社等に対して経営指南等のアドバイスを行う等の実績を有している場合である。

## 6 別表第2号関係(暴力団等の利用)

「暴力団等を利用した」とは、暴力団等と知りながら利用する一切の行為をいい、具体的には以下のような事例に該当する場合をいう。

- (1) 契約の締結等にあたって、自己又は自社を契約の相手方とするように、又は他の業者を契約の相手方としないように、暴力団等を利用して働きかけをしたとき。
- (2) 自己又は自社の債権等の請求に際し、暴力団等を利用してその支払等の催促をさせたとき。
- (3) 自己又は自社の債務等の支払に関し、支払代金の値引き又は支払を猶予するよう暴力団等を利用して要求させたとき。

## 7 別表第3号関係(暴力団等への利益供与)

別表第3号にある「財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど」とは、現金、有価証券及び自動車等経済的価値のある物又は住居・事務所等の建物の無償提供のほか、金品等の財産上の利益を与えることをいい、具体的には以下のような事例に該当する場合をいう。

- (1) 業務(工事等)の遂行上で暴力団員等と知りながら用心棒代、みかじめ料、ショバ代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目を問わず、正当な理由のない金品を与えたとき。
- (2) 実際は、なんら業務に関与しないのに顧問、相談役や経営コンサルタント等の肩書きを与えるなどして、給与又は報酬等の名目で正当な理由のない金品を与えたとき。
- (3) 暴力団員等と知りつつ、給与等の報酬を与えている、又は健康保険被保険者資格を与えているなど会社の関与が認められるとき。
- (4) 暴力団員等と知りながら、事務所、住居等の建物又は自動車等の物品を提供又は貸与したとき。
- (5) 暴力団員等が礼儀的に行う放免祝い、誕生会、事務所開き、組葬等のいわゆる義理掛けに祝い金等を供与したとき。
- (6) 暴力団員等との密接な関係を維持するために、ゴルフ、飲食、旅行等の代金を支払ったと

き。

### 8 別表第4号関係（暴力団等との親交）

別表第4号にある「社会的に非難される関係」とは、暴力団等との密接な関係を維持する目的で交友関係等を有することなどをいい、具体的には以下の事項に該当する行為が、年に1回以上あるときをいう。

- (1) 暴力団員等とゴルフ、麻雀、飲食、旅行等の交友関係を有するとき。
- (2) 暴力団員等への病院への見舞い、刑務所・拘置所への面会や差し入れ等の礼儀的行為を行ったとき。
- (3) 暴力団等が主催する各種パーティーへ出席したとき又は自己若しくは自社が主催するパーティーに暴力団員等を招いたとき。
- (4) 暴力団員等又はその親族の結婚式、葬式等の冠婚葬祭に出席したとき。ただし、入札参加資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人と親族関係にある暴力団員等の冠婚葬祭に出席する場合又は入札参加資格者である個人若しくは法人の役員若しくは使用人が居住する地域の自治体、子供会、学校関係等の付き合いなどにより出席する場合など、社会通念上やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

### 9 別表第5号関係（暴力団等との下請契約等）

(1) 「下請人等が前各号までの規定に該当する者であることを知りながら」の意義は、下請契約等の名の下に暴力団等に資金等を提供する入札参加資格者を排除するため、当該下請契約等の相手方が以下のいずれかに該当する者であることを知りながら契約締結したときは、入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うものである。なお、下請人等は、入札参加資格の有無は問わない。

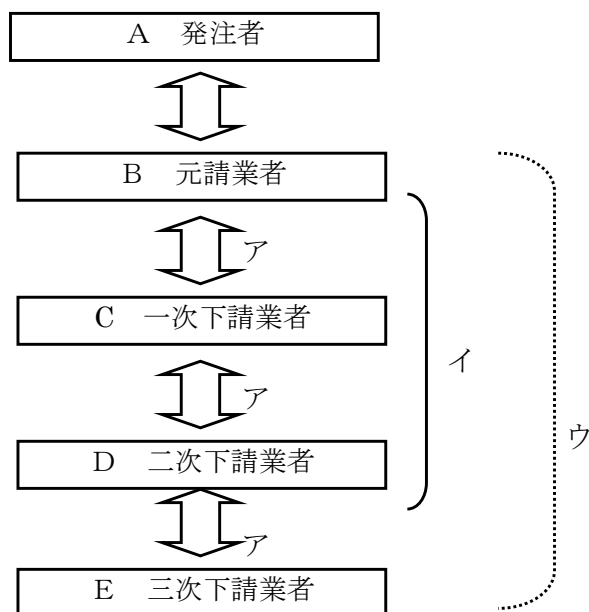
ア 暴力団員等が経営に関与する者又は暴力団員等が経営を実質的に関与する者（第1号）

イ 暴力団等を利用した者（第2号）

ウ 暴力団等に利益供与した者（第3号）

エ 暴力団等と社会的に非難される関係を有している者（第4号）

(3) 別表第5号の実際の運用は以下のとおりとする。



ア B C間の直接的な下請契約等

- ① Bが、Cは暴力団等であると知りつつ契約締結した場合は、Bに入札参加除外措置
- ② Bが、Cは暴力団等と知らずに契約を締結した場合は、Bに勧告

イ B D間の間接的な下請契約

- ① B及びCが、Dは暴力団等であると知りつつBがCに指示してDと契約を締結した場合は、B及びCに入札参加除外措置

- ② B及びCが、Dは暴力団等であると知らずにBが指示してCがDと契約を締結した場合は、B及びCに勧告。Bの指示がないときは、Bに注意喚起

ウ BE間の間接的な下請契約

- ① B、C及びDがEは暴力団等であると知りつつBがDに指示してEと契約を締結した場合は、B、C及びDに入札参加除外措置
- ② B、C及びDが、Eは暴力団等であると知らずにDがEと契約を締結した場合はDに勧告、B、Cは注意喚起

10 別表第6号関係（再度の勧告）

別表第6号にある「1年以内に再度勧告を受けたとき」とは、要綱第8条に基づいて第1回目の勧告を受け、その日から1年以内に第2回目の勧告を受けた場合であるが、この場合の「第2回目の勧告」は、必ずしも「第1回目の勧告」と同一の暴力団等に係る行為等又は同一の措置要件に基づく行為等についての勧告である必要はない。すなわち、要綱第5条に基づき「必要な勧告」を行っているにもかかわらず、当該入札参加資格者が必要な対応を怠り、あるいは暴力団等排除対策をまったく行っていなかった事実が認められる場合には、入札参加除外措置を行うことが適当であるからである。

**第3 要綱第6条第2項、第3項（入札参加除外措置の手続き等について）**

- 1 警視庁から入札参加資格者が措置要件に該当する行為等があるとの回答又は通報の内容が、措置要件に該当する行為等があるものの知情性が不明である場合は、当該入札参加者に事情聴取を行うとともに、事実関係、認識の有無等が記載された報告書の提出を求めるものとする。知情性について明らかな場合は事情聴取は行わない。
- 2 入札参加除外措置又は勧告に対して入札参加除外者等から説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。
- 3 入札参加除外措置の通知及び入札参加除外措置日  
入札参加除外措置については「入札参加除外措置通知書（第1号様式）」により通知し、入札参加除外措置期間（以下「除外措置期間」という。）は当該対応を決定した日から起算する。  
ただし、現に除外措置期間中である者が新たに排除要件のいずれかに該当することとなった場合、措置要件に基づく除外措置期間は新たな措置要件に該当する事実を確認した日から起算することとし、要綱第3条第1項の手続きにより、当該入札参加除外者に対し、新たに「入札参加除外措置通知書（第1号様式）」で通知することとする。
- 4 入札参加除外措置を行ったときは、直ちに区のホームページ上で公表する。公表事項は入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置事由、除外措置期間とする。公表期間は、原則として当該入札参加除外措置の期間と同期間とする。

**第4 要綱第7条（入札参加除外措置の解除手続き等について）**

- 1 入札参加除外措置の解除は、入札参加除外措置期間経過後、入札参加除外者から「入札参加除外措置解除申請書（第2号様式）」により解除の申出を受けた場合に、警視庁に対して入札参加除外者が提出した入札参加除外措置解除申請書等の資料を添付して照会を行い、その回答に基づいて可否を判断するものであり、申請がない場合に、除外措置期間経過後に措置要件が解消されているかを区が積極的に調査するものではない。
- 2 入札参加除外措置を解除する場合は「入札参加除外措置解除通知書（第3号様式）」により、通知を行う。解除日は、解除を決定した日とする。
- 3 解除できない場合は、入札参加除外措置継続通知書（第4号様式）により通知を行う。
- 4 解除を行った場合の公表は、入札参加除外措置を行ったときと同様に行う。

## 第5 要綱第8条（勧告措置等について）

- 1 警視庁からの回答又は通報が、入札参加資格者が措置要件に該当する行為について知情性が不明である場合は、再発を防止するため勧告又は注意喚起を行う。  
ここにいう知情性とは、措置要件に該当する行為の相手方が暴力団であることの認識（知情）であり、必ずしも所属する暴力団組織名、役職（組長、若頭等）を詳細に知っている必要はなく、「相手方が暴力団員である」程度の認識があれば「知情性がある」と判断する。
- 2 勧告の通知及び勧告日  
勧告については「暴力団等排除に関する勧告書（第5号様式）」により通知し、通知をした日を勧告日とする。

## 第6 要綱第9条（入札参加資格者の審査における排除）

入札参加資格の審査は、東京電子自治体共同運営の電子調達システム（以下「調達システム」という。）で都内の自治体が共同で行っているため、区の入札参加資格の審査を区が行うとは限らない。このため、入札参加除外者が調達システム上は入札参加資格者として登録される可能性があるが、この場合は実質的には入札参加資格がない者として取扱い、万一、入札参加除外者が調達システム上で入札参加してきた場合には、当然その入札参加は無効となる。

## 第7 要綱第10条、11条、12条（一般競争入札、指名競争入札、随意契約からの排除）

入札参加除外者は、競争入札に参加させない。随意契約についても、必要やむを得ないと認めたとときを除き、契約の相手方としない。

一般競争入札においては、入札公告に参加資格要件として「入札参加除外措置を受けていないこと。」を掲げるとともに、同公告に「契約締結までの間に入札参加除外措置を受けた場合は、入札参加又はその資格を取り消し、その者の入札を無効とする。」旨を明記する。

指名競争入札においては、入札参加者として指名を受けた者が契約締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消し、契約を締結しない。

なお、一般競争入札の入札参加取消等又は指名の取り消しに関する通知は、所定の入札手続きにより処理するが、その旨を「入札参加除外措置通知書（第1号様式）」に記載し通知する。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約においても除外措置を受けた者との契約は原則として行わない。ただし、契約を締結しない場合は、区の事務事業の停滞、中止など多大な影響が考えられる場合など特別な事情がある場合は例外とする。

## 第8 要綱第13条（下請負等の禁止等）

- 1 入札参加除外者は、区が締結する契約の下請負人等となることができないが、この下請負人等には二次以降の下請負人等を含むものとする。
- 2 下請負人等に入札参加資格がなく入札参加除外措置を受けていないが、明らかに暴力団等が実質的に支配する企業等が下請負人等となっていることが判明した場合には、相手方に対して契約を解除するよう求めるものとする。
- 3 要項第13条第2項の規定に基づき、契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合は、契約約款等に定めた契約条項に反する不誠実な行為を行ったことを要件として、新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づいて措置を行うことができる。

## 第9 要綱第11条（共同企業体等への準用）

- 1 入札参加資格を有する共同企業体及び事業協同組合の構成員が入札参加除外措置を受けたときは、当該共同企業体及び事業協同組合自体も入札参加除外措置の対象とする。この場合の除外期間は、当該構成員が入札参加除外措置を受けた期間とする。

- 2 入札参加資格を有する共同企業体又は事業協同組合の構成員が入札参加除外措置を受けたときは、当該共同企業体及び事業協同組合の他の構成員は入札参加除外措置の対象としない。ただし、入札参加除外措置を受けた構成員が、明らかに暴力団等又は暴力団等が実質的に関与する企業等であり、それを他の構成員が認識していたときは他の構成員についても入札参加除外措置の対象とするものとする。

#### 第10 要綱第15条（契約の解除）

- 1 区が発注するすべての契約を締結する際には、次項の内容が記載された契約約款又は特約書を使用する。  
これは、単に区の契約解除権を担保するだけでなく、区発注契約の相手方に対して、注意を喚起し暴力団等の排除を促すことも目的とするものである。
- 2 契約約款又は特約書には次の事項を記載する。
  - (1) 区発注契約の相手方が、別表第1号から第6号までのいずれかに該当するとして入札参加除外措置を受けた場合は、区は当該区発注契約を解除することができること。
  - (2) 上記(1)に基づき契約解除となった場合は、区は、当該区発注契約の相手方に対し、当該契約金額の10分の1相当額の違約金を請求することができること。
  - (3) 入札参加除外措置を受けた者を下請負人等としないこと。また、契約期間中に下請負人等が入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除すること。

#### 第11 要綱第16条（不当介入等に関する措置）

- 1 不当介入を受けた場合の報告又は届出あるいは下請負業者に対する指導等に関しては、契約約款又は特約書に定める。
- 2 区と工事等の契約を締結した者（以下「契約者」という。）に対しては、当該契約の履行に当たって不当要求を受けたときは、警察への通報及び区への報告を義務付け、区への報告を当該契約の主管課長又は監督業務を行う課長に行うように指導する。各課長は、不当介入に関する報告を受けたときは、契約者に警察への通報が行われていることを確認するとともに、速やかに契約管財課長に報告する。
- 3 不当介入に関する報告又は届出を怠った場合の罰則等については、要綱には定めがないが、契約約款等に定めた契約条項に反する不誠実な行為を行ったことを要件として、新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づいて措置を行うことができる。
- 4 不当介入を受けたことにより、当該契約の履行が遅延する恐れがある場合で、契約者が不当介入を受けた場合の報告又は届出あるいは下請負人等に対する指導等を適切に行っていたときは、当該契約の主管課長は、関係各課長（監督業務を行う課長、契約管財課長）と協議のうえ、工程調整、履行期限の延長等の対応を講ずることができる。

#### 第12 要綱第18条（関係機関との連携等）

- 1 合意書に基づき排除要件に該当するか否かの照会、回答又は通報をはじめとして、警視庁の関係機関と密接な連携を行う。
- 2 合意書に基づいて照会、回答等を行う担当窓口は、区においては総務部契約担当課、警視庁においては組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課とする。